

令和元年12月 9日 開会
令和元年12月19日 閉会
(定例第9回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第68号

令和元年第9回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年12月6日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和元年12月9日(月) 午前10時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	加 藤 紀 之
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
米 本 隆 記	大 森 正 治
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美智恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
西 山 富三郎	杉 谷 洋 一

○応招しなかった議員

なし

第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

令和元年 1 2 月 9 日 (月曜日)

議 事 日 程

(令和元年 1 2 月 9 日) 午前 10 時開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 108 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 109 号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 110 号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 111 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 112 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 113 号 大山町営住宅条例等の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 114 号 大山町光徳地区多目的研修施設条例を廃止する条例について

日程第 11 議案第 115 号 工事請負変更契約の締結について (大山町特定環境保全公共下水道大山浄化センターの建設工事委託 (その 2) に関する協定)

日程第 12 議案第 116 号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について

日程第 13 議案第 117 号 公の施設の指定管理者の指定について (大山南光河原駐車場)

日程第 14 議案第 118 号 公の施設の指定管理者の指定について (大山中の原スキー場)

日程第 15 議案第 119 号 令和元年度大山町一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 16 議案第 120 号 令和元年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 17 議案第 121 号 令和元年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 18 議案第 122 号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 19 議案第 123 号 令和元年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 20 議案第 124 号 令和元年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	森本貴之	2番	池田幸恵
3番	門脇輝明	4番	加藤紀之
5番	大原広巳	6番	大杖正彦
7番	米本隆記	8番	大森正治
9番	野口昌作	10番	近藤大介
11番	西尾寿博	12番	吉原美智恵
13番	岡田聰	14番	野口俊明
15番	西山富三郎	16番	杉谷洋一

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持田隆昌 書記 …………… 生田貴史

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	竹口大紀	教育長 ……………	鷺見寛幸
副町長 ……………	小谷章	教育次長……………	佐藤康隆
総務課長 ……………	山岡浩義	幼児・学校教育課長 ……………	森田典子
財務課長……………	金田茂之	社会教育課長 ……………	西尾秀道
税務課長……………	二宮寿博	企画課長 ……………	池山大司
住民生活課長……………	永見明	観光課長 ……………	徳永貴
建設課長 ……………	大前満	水道課長 ……………	竹村秀明
農林水産課長……………	井上龍	福祉介護課長 ……………	進野美穂子
農業委員会局長……………	大黒辰信	こども課長 ……………	田中真弓
健康対策課長 ……………	末次四郎	会計管理者……………	門脇恵美子
地籍調査課長 ……………	野間光	代表監査委員……………	石黒澄男

午前 10 時 00 分開会

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行います。ご起立ください。礼。ご着席ください。

開会宣告

○議長（杉谷 洋一君） 開会に当たりまして、町民の皆様には議員討論会の開催についてご案内をいたします。討論会のテーマは、今回は「少子高齢化について」です。期日は、12月13日、金曜日の午後1時30分から、2時間程度を予定しています。議員間の活発な意見のやり取りが展開されます。当日は大山チャンネルで生中継いたしますが、傍聴にもぜひおいでいただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は16人です。

定足数に達しておりますので、令和元年第9回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これから、議長及び町長の諸般の報告のあと、町長から本定例会に提出されました各議案の提案理由の説明を受けますが、日程第13、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について（大山 南光河原 駐車場）については、本日、質疑・討論・採決まで行いますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉谷 洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番 大森 正治議員、9番 野口 昌作議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（杉谷 洋一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの11日に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（杉谷 洋一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法 第121条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に 配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告から報告第 20 号 長期継続契約締結の報告についてまで、計 5 件の報告の申し出があります。これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） みなさんおはようございます。

本日からの 12 月定例議会どうぞよろしく願いいたします。

それでは、令和元年 12 月定例議会における政務報告をさせていただきます。

まずは、総務課関係の職員採用試験についてです。

令和元年度第 2 回大山町職員採用試験を 11 月 17 日に実施し、一般事務 3 名、保育士 2 名、建築技師 1 名、社会福祉士 1 名の採用を決定いたしました。第 1 回目の専門職採用試験とあわせ、来年度は一般事務 3 名、保育士 3 名、建築技師 1 名、社会福祉士 1 名の合計 8 名を採用する予定です。

次に、大山町総合防災訓練についてです。

11 月 4 日に防災関係機関の災害発生時の応急対策活動の検証と町民に対する防災意識の高揚、防災に対する組織力の向上、自助・共助精神の育成を図ることを目的に総合防災訓練を実施しました。旧奈和、梶原、門前集落での土砂災害を想定した、本部運営訓練、情報伝達訓練、避難訓練、避難所運営訓練を行い、約 150 名の参加をいただきました。併せて、西部 7 町村で策定した避難計画・避難所運営マニュアル等に基づき、災害時において町村からの要請に従い、派遣された職員が避難者のリーダー等と協働し、避難行動要支援者等の対応を含めた的確な避難所開設・運営ができるよう、鳥取県西部町村合同避難所運営訓練も実施しました。

続きまして、企画課関係の姉妹都市との交流事業についてです。

大山町の姉妹都市であります、米国・テメキュラ市との交流事業として、訪問団 6 名が 11 月 30 日からテメキュラ市を訪問しました。大山町とテメキュラ市との交流の礎を作られ、今年の 2 月に亡くなられた元テメキュラ市長 ロン・ロバーツ氏のお墓参りの他、交流 25 周年記念の経路板の除幕式やクリスマスパレードに参加し、姉妹都市との交流を深めました。

続きまして介護課関係の認知症啓発事業についてです。

認知症の普及啓発事業の一環で、10 月 13 日に「誰もが安心して暮らせる町大山町へ」と題してパネルディスカッションを開催しました。今年度はパネラーに当事者の方も登壇いただき、思いや希望を聞くことで認知症になっても暮らし続けられる地域づ

くり、町づくりをさらに進める一歩となりました。

次に解放文化祭等の開催についてです。

人権教育に係る取組みとして「みんなの人権セミナー」を3回開催し、11月10日・11日に中山ふれあい文化祭、10日に名和地区解放文化祭、17日に中高ふれあい祭りを開催し、たくさんのご参加をいただきました。

続きまして、健康対策課関係の各診療所の今年度上半期の診療状況についてです。名和診療所の今年度上半期の外来件数の合計は2,635件で前年比3%の増、大山診療所は1,597件で前年比17%の増となっていますが、大山口診療所は5,596件で前年比5%の減となっております。

続きまして建設課関係の社会資本整備総合交付金事業についてです。

町道安原淀江線について、改良工事(1工区)を発注し、請負施工中です。橋梁長寿命化修繕計画策定業務を発注し、町道橋の修繕計画見直しを行っております。

続きまして観光課関係の観光イベントについてです。

9月28日に行われた「秋のたいまつ行列」には、前日からの不安定な天候にもかかわらず、約400人の参加がありました。新たな試みで今後、他の観光イベントにも活用できるルール作りとして、カメラマン規制を試験的に導入しました。また、自走に向けて、たいまつ料金の見直しや新たにプレミアム参加の料金を設定しました。

結願法要前の10月20日から22日に行われた、和傘をライトアップした「大山の大献灯」は、3日間で約3,100人の来場があり、8月の「お盆の大献灯」と合わせて、約7,300人の来場がありました。

10月24日には、「大山開山1300年祭」最終の結願式典及び法要を行い、3年間にわたった事業が終了しました。事業の盛り上げに、町内からも多くのご協力ご参加をいただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

10月26日に大山環状道路周辺で行われた紅葉満喫ウォークに、約1,000人の参加者、11月3日中山トレセンで行われた中山わいわいフェスティバルに約2,300人の来場者がありました。

次に文化財の選定についてです。

文化庁選定「歴史の道百選」の大山道に、10月29日付で坊領道が追加されました。本町では、川床道、横手道についで選定となりました。選定に併せて、11月10日に記念ウォークを実施しております。

次に、官房長官の来町についてです。

11月4日には、菅官房長官が大山寺にお越しになり、コモレビト、大山参道市場など、満喫プロジェクトや空き店舗活用及び廃屋撤去後の事業導入の成果を視察されました。

最後に、社会教育課関係の第12回大山町総合文化祭の開催についてです。

10月26日・27日に、第12回大山町総合文化祭を開催しました。今年度も、作品展示、ステージ発表への参加や物販などでの出店にご協力をいただき、多くの方のご来場もあって盛会となりました。

以上で、政務報告を終わります。

続きまして、報告第17号 決算の不認定に伴う措置についてご説明をいたします。

本報告は、令和元年第7回大山町議会定例会において、決算が不認定となりました「平成30年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について」、地方自治法第233条第7項の規定に基づき、必要な措置を講じたので議会に報告するものであります。

報告する内容は主に、決算の不認定の理由について、決算の不認定に伴う措置について、改善に向けた取組みについてであり、町民に対してすでに公告し、町ホームページに掲載しておりますし、次号の町報にも掲載することとしております。

決算の不認定について、提案者である町長としてこの結果を大変重く受け止め町民の皆さまに心よりお詫び申し上げます。今後は、当該責務を踏まえ、適切に事務処理をして参りますので、引き続き町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第18～19号 第9期一般社団法人大山観光局収入支出決算並びに第10期一般社団法人大山観光局収入支出予算についてご説明をいたします。

本案は、地方自治法第243条の3第3項及び地方自治法施行令第173条の規定に基づき、一般社団法人大山観光局の第9期決算並びに第10期予算に係る書類を提出するものであります。

これは、地方自治法第221条第3項及び地方自治法施行令第152条第1項第2号の規定により、町が出資しております同観光局につきまして、経営状況を説明する資料を議会に提出する必要があることとされていることによるものです。

次に、報告第20号 長期継続契約締結の報告についてです。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。契約の名称、内容、相手側、期間、金額につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第108号 ～ 日程第12 議案第116号

○議長（杉谷 洋一君） 次に日程第4、議案第108号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第12、議案第116号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を

変更する協議についてまでの 9 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 108 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう関係法令の適正化を図ることを目的とした成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行により、成年被後見人等に関する規定の見直しの必要がある関係条例の一部を改正するものでございます。

主な内容としましては、条文から成年被後見人等の文言の削除や根拠法令の引用部の変更など、必要な字句の整理などを行うものであります。対象条例は大山町職員の給与に関する条例ほか 6 条例でございます。

なお、この条例の施行は、公布の日からとしています。

次に、議案第 109 号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、農地の利用権設定を一元化するため、現在、町長部局事務の農用地利用集積及び鳥取県農業農村担い手育成機構による農用地利用配分計画を農業委員会事務局が行うため、農業委員会事務局職員の定数を 2 人から 3 人に変更するものであります。

なお、この条例の施行は、令和 2 年 4 月 1 日からとしています。

次に、議案第 110 号 大山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、放課後及び夏季休業中の使用料の改定を行うほか所要の改正を行うため条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例の施行は令和 2 年 4 月 1 日としております。

次に、議案第 111 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の改正に伴い所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、放課後児童支援員認定資格研修について、都道府県だけでなく、指定都市でも行うことができるようになったこと、また、放課後児童支援員の基礎資格を追加及び改正するものであります。

なお、この条例の施行は公布の日からとしております。

次に、議案第 112 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、先に公布された同基準の一部を改正する内閣府令に誤りがございましたが、この府令の精査が行われ、大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、新たな基準として「特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が加わり、条例の名称を改正するほか、幼児教育・保育の無償化に伴い、食事の提供に要する費用の取り扱いを変更するものであります。

なお、この条例の施行は、公布の日からとしております。

次に、議案第 113 号 大山町営住宅条例等の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町営住宅条例、大山町特定公共賃貸住宅条例及び大山町若者向け住宅条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、第 1 条では公営住宅法及び同施行令等の一部改正により、これまで町営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき家賃を決定し、収入の申告がなされない場合は、近傍同種家賃（民間住宅並みの家賃額）をもとに家賃を決定していましたが、認知症患者等の公営住宅入居者が収入の申告をすること等が困難な場合には、町が官公署における必要な書類の閲覧により把握した当該認知症患者等の収入に基づき、公営住宅の家賃を定めることができることとされたことに伴う改正のほか、改正部分に関連する条文及び法令等との条ずれを修正するものであります。第 2 条から第 4 条では債権関係規定に関する民法の一部改正により、新たな賃貸借契約において保証人が保証する極度額を定めなければ効力を生じないこととされることから、各住宅の連帯保証人が保証する極度額を入居時の家賃の 9 月分に相当する額と定めるものであります。

なお、この条例の施行は、令和 2 年 4 月 1 日からとしております。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行することとしております。

次に、議案第 114 号 大山町光徳地区多目的研修施設条例を廃止する条例について提案理由のご説明をいたします。

本施設は、地域住民相互の連絡交流を深め、生活水準の向上及び地域住民の定住を促進するための場として、平成 5 年に設置した施設であります。建設から 26 年が経過し、施設の老朽化や利用団体の減少等により、今後は、普通財産へ移行するため、本条例を廃止するものであります。

なお、この条例の施行は、令和 2 年 1 月 1 日からとしております。

次に、議案第 115 号 工事請負変更契約の締結について（大山町特定環境保全公共下水道大山浄化センターの建設工事委託（その 2）に関する協定）提案理由のご説明をい

たします。

平成 30 年 7 月 30 日付で締結した、大山町特定環境保全公共下水道大山浄化センターの建設工事委託（その 2）に関する協定について、令和元年 11 月 22 日付で第 2 回変更仮契約を締結したところであります。

本案は、この工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更契約金額は、第 1 回変更契約金額から、1,840 万円を減額して、1 億 5,760 万円とするものであります。

変更の主な内容は、入札不調による発注段階での設計内容見直しや、契約時の入札差金が生じたことによる工事費の減額であります。

次に、議案第 116 号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について提案理由のご説明をいたします。

本案は、会計年度任用職員制度導入に伴い、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の事務を補助する職員の名称を変更する必要があるため、共同設置規約の変更をするため、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、この規約の変更は、令和 2 年 4 月 1 日としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 13 議案第 117 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 13、議案第 117 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山南光河原駐車場）を議題とします。

本議案は、質疑・討論・採決まで行います。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀 町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 117 号 公の施設の指定管理者の指定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山南光河原駐車場の管理について、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本施設におきましては、大山地区内に事務所を有し、地元観光産業と密接に結びついて活動を展開しており、また鳥取県立大山駐車場の指定管理者としての実績がある一般社団法人大山観光局を、公募によらない候補者として選定いたしました。

指定管理者としたい団体は、「鳥取県西伯郡大山町大山 45 番地 5 一般社団法人大山観光局 代表理事 足立 敏雄」、指定管理の期間は、令和元年 12 月 20 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年 4 か月間としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（杉谷 洋一君） 9 番 野口議員。

○議員（9 番 野口 昌作君） 南光河原の駐車場指定管理者、業務仕様書というのがあったりしましてね、そのなかで、利用料に関する業務ということが書いてございまして、利用料に関する業務で施設の利用料は大山南光河原の駐車場条例第 10 条で定めた額ということであり、町長が予め承認を得て、町長の承認を得て定めるということですから、条例の額でないということですね。

それからもう一つは、施設の利用料は予め町長の承認を得て、定めた基準により減額または免除することということになってはいますが、これらの基準をです、どういう形で定められますかということをお尋ねいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（杉谷 洋一君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） お答えさせていただきます。基準についてでございますけれども、大山町駐車場は県との兼ね合いもございますし、県とは整合性を保ちながら基準を定めてまいりたいと思います。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口議員。

○議員（9 番 野口 昌作君） 条例で定めてあるわけですが、額がね。それとは全全また変わった形で県との状況を見ながら定めるということになるわけですか。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（杉谷 洋一君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） 先程の質問でございますけれども、条例に定めてございますので、それを基にやっていきますし、もし減免等ある場合は、その都度協議して決めていくということになりますので、よろしく申し上げます。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長、3 番。

○議長（杉谷 洋一君） 3 番 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 今回、指定管理に出すわけですが、現在の状況を一つお聞かせいただきたいと思っております。そして合わせてこの選定理由書があるわけです

けども、その選定理由書のなかにですね、大山観光局以外のものが指定管理を受けることができないという積極的な理由や、そういう他に指定管理を受けるものがないというそういうふうな記述がありませんので、これで選定理由になるのかなど、これを一つ聞きたいと思います。

そしてもう一つ、大山地区の駐車場の同一的な管理による効率化、そして新たな事業展開の期待ということが、選定理由の中に挙げられておりますけれども、具体的にそれぞれ何を指しているのかお聞かせいただきたいと思います。チラッと聞いた話のなかでは、大山観光局に委託することによって、大山観光局が新たな事業展開をすることが期待できると、そういうふうに聞いております。また、一体的、統一的な管理ということで聞きますけれど、県立の駐車場の指定管理を大山観光局が受けておりますけれども、県立の駐車場の指定管理は、公募ではなかったのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（杉谷 洋一君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） ありがとうございます。まず、選定理由についてでございますが、大山観光局ずっとこの南光河原駐車場委託管理をしておりました。で、そのこともございますし、大山観光局でありますと、県立駐車場の指定管理を受けておりますので、そういった除雪とか、そういったものを効率的に一元的に管理できるということで、大山観光局を選定したしだいでございます。

また、効率化、それから新たな展開についてでございますが、効率化につきましては、先ほど申し上げたように除雪とか、そういった経費が一体的、一元的にできるということで、経費のほうも削減できるのではないかとというぐあいに考えています。

また、その駐車場を使って新たな事業展開をできるというぐあいに期待が見込めるところでございますし、事業展開についてはまた協議をしてまいりたいと思いますけども、そういったところでございます。

なお、県立駐車場の公募についての件でございますが、これちょっと今資料がございませんで、申し訳ございませんが、ちょっとお答えできないところ申し訳ございません。

〔「これまでは、駐車場はどのように管理されていたのか」と呼ぶ者あり〕

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（杉谷 洋一君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） 今までの駐車場の管理でございますが、大山観光局と管理委託契約をいたしまして、そちらで管理をしておりました。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 除雪などの経費の効率化が見込める、そして大山観光局が受けることによって、大山観光局の新たな事業展開に期待ができるというふうに理解をいたしました。除雪経費等は受けられた方がどのように広域的にやられるか、誰でも効率的にやるというふうに思いますし、この観光局が駐車場の委託を受けることによって観光局の新たな事業展開できると。これは駐車場の指定管理とは全く関係のない内容ではないかなというふうに私は思います。

県立駐車場の指定管理がどうなっているかってことは、あとで資料いただきたいと思っています。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（杉谷 洋一君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） ありがとうございます。除雪のことですけれども、誰でもできるということはございますが、確かに他の業者でもできるかもしれませんが、一元的にずっと大山県立駐車場、そして南光河原駐車場管理をしておりますので、そちらのほうが適正な管理ができると信じております。そして、新たな事業展開でございますが、直接駐車場で新たな事業展開ができるかどうかというのはまだ分かりませんが、その駐車場の媒体として、新たな事業を展開したときに、その駐車場を媒体として、多く利用できるってことは期待できるのではないかなというぐあいに考えております。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） この指定管理の選定については、他社を締め出すようなそういった内容を理由として、挙げるべきではないと思っております。可能な限り、門戸を広く開いて、そして町民の方にいろいろ情報を提供し、希望があれば誰でも受けられるというふうな状況をすべきというのが、公の立場ではないでしょうか。

今後の取り組みについて町長にその心構えをお聞きしたいと思っています。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。この南光河原駐車場は、決算資料等でもご承知のとおりでこの指定管理に出す部分の年間の大山町からの持ち出し経費というのが、約67万円あります。で、この度指定管理をお金を払ってもらってやってもらうのではなくて、指定管理料ゼロでやっていただくということで、これは事業者のほうでかなりその経費というか、収支のバランスというのを取るのが難しい場所だというふうに思っています。そういった意味では、その大山観光局を指名というよりは、県立駐車場が一番

大きい割り合いを占めますので、県立駐車場の指定管理を受けている事業者が一元的に運営をすることによってこういった経費の効率化というのが図れるということを目的にしております。

今後、例えば、県立駐車場の指定管理期間と大山町の南光河原の駐車場の指定管理の期間を合わせる等々で、事業者がどこであっても、一元管理できるような体制は考えていきたいと思っておりますし、一番最初の指定管理の走り出しというのが、難しい部分がありますので、今後の指定管理者の更新等に関しては、広く誰でも参加ができるような、そういう体制とっていきたいなというふうに考えております。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長、7番。

○議長（杉谷 洋一君） 7番 米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） 先ほど報告でもらいました決算書ですよね、その中で読ませていただいたもの、南光河原の駐車料金の委託料及び収入、及び県立駐車場の収入及び委託料、比べてみますと、南光河原事態は微々たるものになると思うんですが、実は南光河原を指定管理に出される、指定の申請に出された予算書ですね。予算書を見させてもらおうと、本当にこれを町のほうがどういうふうに判断されたんかなというふうにするんです。ていうのはですね、人件費は、毎年同じなんです。元年度から3年度まで。ところが、管理費については、約30万ずつ上がってきて、2年と3年同じように上がってくるんですが、その増減のところを見ますと、水道、光熱費というところが主に上がってくるわけなんです、これどういった意味合いで同じ人件費でありながら、ことらの管理費が上がってくるのか。

確か、夏の場合は、駐車料金は無料だったというふうに思いますけども、そのへんのところは、何かこれ矛盾するんです。この出された予算書を見ると。

それをどういうふうに町が判断して、選定されたのかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えをいたします。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（杉谷 洋一君） 徳永観光課長。すみません。ちょっとまだ時間が掛かります？掛かるようでしたら・・・副町長。

○副町長（小谷 章君） 休憩をお願いします。

○議長（杉谷 洋一君） 休憩いたします。（午前10時42分休憩）

○議長（杉谷 洋一君） 再開いたします。（午前10時46分再開）

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（杉谷 洋一君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） 大変失礼いたしました。先ほど米本議員さんのご質問でございますが、まず、人件費についてですが、人件費が変わりませんのは、雇用しますのは、冬の部分、12月、1月、2月の部分でございますので、人件費としてはこの元年、2年、3年度というのは、変りがございません。で、水道工事につきましては、この元年度部分につきましては、12月から3月の分を見込んでおりまして、6万円、そして2年度、3年度につきましては、4月から3月といった1年間部分を見込んでいるところでございます。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） そうしますと、保険料ってなってます。保険料についてもこれも、4カ月分から12カ月分が変わるということで、上がってくるということで了解はできると思うんですが、そうしますとですね、もう1個、あ、いいです。

○議長（杉谷 洋一君） いいですか。ありませんか。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第117号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第118号 ～ 日程第20 議案第124号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第14、議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について（大山中の原スキー場）から、日程第20 議案第124号 令和元年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長

○町長（竹口 大紀君） 議案第118号 公の施設の指定管理者の指定につきまして提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山中の原スキー場の管理について、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本施設は、平成27年4月1日から、株式会社だいせんリゾートを指定管理者として、管理を委託してまいりました。この2期目の契約期間は令和2年3月31日をもって終了いたしますが、令和2年4月1日から、同社に対し、あらためて指定管理者の指定を

行うものであります。

つきましては、「鳥取県西伯郡大山町大山 136 番地 2 株式会社だいせんリゾート代表取締役 澤志郎」を公募によらない候補者として選定いたしました。

なお、指定管理の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

次に、議案第 119 号 令和元年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、ペダル踏み間違い時加速抑制防止装置とドライブレコーダーの取付費の補助事業の創設や、名和学校給食センター空調設備新設工事設計委託料などの新規計上、ふるさと応援寄附金事業や障害者自立支援事業の追加など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出て来たことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第 5 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 2 億 5,754 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 105 億 7,154 万 8,000 円とするものであります。

次に、議案第 120 号 令和元年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、保険給付費の増額が主なもので、歳入歳出予算を調整するため、既定の歳入歳出予算をそれぞれ 4,194 万円増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、22 億 1,758 万 9,000 円とするものであります。

次に、議案第 121 号 令和元年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、保険給付費の増額が主なもので、歳入歳出予算を調整するため、既定の歳入歳出予算をそれぞれ 1,054 万円増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、23 億 6,125 万 8,000 円とするものであります。

議案第 122 号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、機能強化対策事業の工事請負費の増と、施設の修繕料の増が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 944 万 9,000 円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ 5 億 4,192 万 2,000 円とするものであります。

議案第 123 号 令和元年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、施設の修繕料の増が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 390 万 1,000 円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ 6 億 2,180 万 3,000 円とするものであります。

議案第 124 号 令和元年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について

提案理由のご説明をいたします。

本案は、施設の修繕料、基金積立金、消費税及び地方消費税の中間申告税の増が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 583 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,573 万 7,000 円とするものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

散会報告

○議長（杉谷 洋一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、12月16日に会議を開きますので、午前9時30分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。

午前 10 時 55 分散会